

1. 経緯

個人情報保護に関しては、「コンピュータ情報化社会」の関わりのなかで、個人情報の流出や漏洩などの不適正な取扱いが社会問題となり、その保護の必要性が求められた。

政府は、こうした背景を受け、また改正住民基本台帳法の施行にあたり個人情報の保護に万全を期すとの認識から、平成 11 年に個人情報保護検討部会(座長・堀部政男中央大教授)を設け、11 月「我が国における個人情報保護システムの在り方について」の提言を受けた。ついで、法制上の問題を検討するため個人情報保護法制化専門委員会(委員長・園部逸夫立命館大客員教授)が設置され、平成 12 年 10 月「個人情報保護基本法制に関する大綱」をまとめた。これを受け、政府は平成 13 年 3 月 27 日に個人情報の保護に関する法律案および行政機関等における個人情報保護法案を提出、14 年 4 月衆議院本会議で趣旨説明、内閣委員会で審議したが、12 月 13 日臨時国会で廃案となった。政府は、与党 3 党の修正要綱を受け、修正法案を平成 15 年通常国会に提出し可決成立、5 月 30 日公布(基本理念等の一部は施行)され、平成 17 年 4 月全面施行される。また、行政機関等における個人情報保護法も同時に全面施行される。

2. 主な内容

「個人情報保護法」の骨子は、

個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念、国等の責務、個人情報取扱事業者の義務を定め、個人情報の有用性に配慮し、個人の権利利益の保護を目的とする。

個人情報取扱事業者とは、個人情報データベース等を事業の用に供している者(特定の個人データ 5,000 を超える者)、

個人情報取扱事業者の義務

- a. 利用目的の特定・制限、
- b. 適正な取得(利用目的の明示、又は通知・公表)
- c. 正確性の確保(必要な範囲内で、構成する個人データの正確性、最新性を保持)
- d. 安全管理の措置(個人データの漏洩・滅失、管理・監督、委託先への適切な監督)
- e. 第三者提供の制限(本人同意を要す)
- f. 本人関与の仕組み(利用目的の通知・データの開示、訂正・利用停止等の措置)

など

主務大臣の報告聴取、勧告、改善命令、これに従わない場合六月以下の懲役または三十万円以下の罰金(権限行使の制限で、表現の自由等を妨げないこと、報道機関等への情報提供を除外)

適用除外

報道活動、著述活動、学術研究、宗教活動、政治活動は、義務規定の適用除外とされているが、個人情報の取扱いに当たっては適切な措置を講じるよう務めること。

適用除外と「報道」・「著述」・「出版」の関係について

「報道機関」：第50条1項1号が適用されるもの

報道機関：その主たる活動として「報道」を行う機関（個人を含む）

「報道」とは：不特定かつ多数の者に対して客観的事実（社会の出来事）を事実として知らせること（これに基づいて意見又は見解を述べることを含む。）をいう

- 放送機関、新聞社、通信社、その他の報道機関
- ・出版社が「報道」を行う場合（雑誌などが該当）

「著述を業として行う者」：第50条1項2号が適用されるもの

「著述を業として行う者」とは：著述にかかわる一連の行為について、複数の者が共同または分担して実施する場合を含め、著述にかかわる行為に参加する者すべてを含むものをいう。

「著述」とは：小説、評論等のジャンルを問わず、人の知的活動により、創作的な要素を含んだ内容を言語を用いて表現することをいうものであり、取材、構想、執筆、編集、校正、印刷、製本、刊行という一連の行為のすべてをいう。また、例えば出版物、放送、インターネットなど、その表現方法・手段を問わない。

- ・取材活動等と裏腹の情報提供行為（第35条2項）

表現の自由等への配慮：第35条1項（主務大臣の権限制限）

- * 報道機関等に対する主務大臣の改善命令があったときに、報道機関が報道目的を含む取り扱いであることを理由として改善命令の取り消し訴訟を提起した場合には、主務大臣の側で、報道機関の当該取り扱いが報道目的を全く含まないことを立証する必要がある。
- * 出版分野で法が適用されるもの 例．住宅地図、興信録、人名録、大学合格者名簿、等
- * 「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。
- * 「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。
- * 「保有個人データ」とは、個人情報取扱事業者が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであって、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるもの又は一年以内の政令で定める期間以内に消去することとなるもの以外のものをいう。
- * 「個人情報データベース等」とは、特定の個人情報を容易に検索できるように体系的に構成した集合物（マニュアル処理情報等の紙ベースを含む）

個人情報の保護に関する法律案に対する附帯決議（衆議院個人情報特別委員会、平成15年4月25日）

三 主務大臣の権限行使に当たっては、「表現の自由、学問の自由、信教の自由、及び政治活動の自由を妨げてはならない」とする本法の規定の趣旨を徹底すること。

四 出版社が報道又は著述の用に供する目的で個人情報を取り扱う場合は、個人情報取扱事業者に係る義務規定の適用除外となることを明確にすること。

以上